

京都府公立学校教職員（臨時的任用職員）の勤務時間等について

京都府教育委員会

勤務時間	(1) 1週間当たりの勤務時間 38時間45分 (2) 1日当たりの勤務時間（月～金） 7時間45分 休憩時間 45分 (3) 時間外勤務 ア 教育職員 原則として時間外勤務はさせない。次の4項目に関する業務で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限定 ①校外実習等、②修学旅行等、③職員会議、④非常災害等 イ 上記以外 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合
週休日等	(1) 週休日 日曜日及び土曜日（特に勤務を命じられた場合は振替措置あり） (2) 休日 祝日法に基づく休日及び年末年始の休日（同様に代休措置あり）
休暇	(1) 年次休暇 任用期間に応じて暦年ごとに付与 (2) 病気休暇 負傷又は疾病のため療養する場合に承認 (3) 特別休暇 選挙権行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由のある場合に承認
給与	(1) 基本給 給料、教職調整額 (2) 諸手当 地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等 (3) 支給日 月例給与 毎月16日（16日が土日祝の場合は15日又は14日若しくは17日） 期末・勤勉手当 6月期：6月30日、12月期：12月10日
退職	(1) 任用期間満了退職 人事異動通知書記載の任用期間の満了をもって退職 (2) 辞職 校長に申し出た後、その指示に従うこと。
休職	地方公務員法の規定により、休職制度は適用されない。
部分休業	小学校3年生までの子を養育するため、育児部分休業が可能
その他	(1) 災害補償 公務災害又は通勤災害の場合は補償（地方公務員災害補償法） (2) 健康保険 公立学校共済組合に加入（地方公務員等共済組合法） (3) 公的年金 同上 (4) 雇用保険 任期が31日以上の場合に加入（退職手当の支給対象者を除く。）
期間更新	(1) 任用期間を更新する場合がある。 (2) 更新は、①本務者の状況、②本人の勤務成績、態度、能力、③所属の状況等により総合的に判断する。
解雇事由	(1) 地方公務員法第29条第1項に定める懲戒事由に該当したとき。（免職） (2) 育児休業補充、介護休暇補充等の任用事由が消滅したとき。
解雇予告	当初の任用期間の途中で任用事由が消滅した場合、その時点で解雇予告を行い、その翌日から30日間（残日数が30日未満の場合は残日数）、任用を継続
制裁	地方公務員法第29条第1項に定める懲戒事由に該当する場合、「戒告」「減給」「停職」「免職」の懲戒処分が行われる。
表彰	京都府教育委員会表彰規則等による表彰制度がある。

